

令和3年3月21日執行千葉県知事選挙等テレビ等動画、ラジオスポット及び
ポスター制作等業務委託プロポーザルに係る質問回答書

No	質問	回答
1	<p>仕様書内「2 委託内容」に記載のある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ等動画CM制作・放映 ・ ラジオCM制作・放送 ・ 交通広告の掲出 ・ 新聞広告の制作 ・ デジタルサイネージメディア掲出 <p>について、掲出、掲載料金は委託費の中から負担するのでしょうか。</p>	<p>仕様書の仕様詳細「2 委託内容」に記載のあるもののうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ等動画CM制作・放映 (2) ラジオCM制作・放送 (4) 交通広告の掲出 (6) デジタルサイネージメディア掲出 <p>に係る掲出、掲載料金は委託費の中から負担になります。</p> <p>(5) 新聞広告の制作</p> <p>については、制作のみとし、新聞への掲出は市選挙管理委員会で行うため、委託費に含みません。</p>
2	<p>SNS/WEB広告の遷移先がわかりましたらご教示いただけますでしょうか？</p>	<p>仕様書の仕様詳細「2 委託内容」(7) web・SNS広告掲載等記載の広告の遷移先はご提案事項となりますが、特に提案が無い場合、選挙管理委員会で作成する選挙特集ホームページを遷移先として想定しています。</p>
3	<p>TVCMのクリエイティブは15秒1タイプと仕様書に記載がございますがデジタル媒体配信用に複数タイプの動画を制作するご提案は可能でしょうか？(8秒、30秒など)</p>	<p>仕様書の仕様詳細「2 委託内容」(1) テレビ等動画CM制作・放映について、テレビ等スポット用15秒CM素材の制作1タイプを仕様としておりますが、(6) デジタルサイネージメディア掲出の提案事項として、同一コンセプトの動画を複数の長さ(8秒、30秒など)で提案いただくことは可能です。</p>